

## 雲南市議会訓令第2号

### 雲南市議会議員政治倫理条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、雲南市議会議員政治倫理条例（令和8年雲南市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。  
(審査請求の手続き等)

第2条 条例第6条第1項の規定による審査の請求（以下「審査請求」という。）は、審査請求書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第6条第1項第1号の規定により審査請求をしようとする者は、審査請求署名簿（様式第2号。以下「署名簿」という。）に、同号に掲げる請求書の写しを添えて、有権者に対し署名を求めなければならない。

(審査請求書の審査)

第3条 議長は、条例第6条第1項第1号の規定により審査請求を受けたときは、雲南市選挙管理委員会に対し、署名簿に署名をした者が選挙人名簿に登録されている者であることの確認を求めるものとする。

2 条例第7条第1項の相当の期間とは、同項の規定による補正を求めた日から起算して14日を超えない期間とし、当該補正の要求は、審査請求補正要求書（様式第3号）によるものとする。

3 条例第7条第3項の規定による通知は、審査請求却下通知書（様式第4号）によるものとする。

(審査会設置の通知)

第4条 条例第8条第2項の規定による通知は、審査会設置通知書（様式第5号）によるものとする。

(審査会の審査)

第5条 条例第9条第2項の規定による意見又は事情の聴取、資料の提出その他審査に必要な事項の要求は、要求書（様式第6号）によるものとする。

2 条例第11条第1項の規定による弁明の機会の請求は、弁明請求書（様式第7号）によるものとする。

(審査結果の報告)

第6条 条例第12条の規定による通知は、審査結果報告書（様式第8号）によるものとする。

(審査結果の通知)

第7条 条例第13条第1項の規定による通知は、審査結果通知書（様式第9号）によるものとする。

2 条例第13条第2項の規定による意見書は、意見書（様式第10号）によるものとする。

（公表の方法）

第8条 条例第15条の規定による公表は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 雲南市議会ホームページへの掲載
- (2) 雲南市議会だよりへの掲載
- (3) その他議長が適当と認める方法

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

雲南市議会議長 様

（請求者）

住 所

氏 名

電話番号

審 査 請 求 書

雲南市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

1. 審査請求の対象となる議員の氏名
2. 審査請求の内容  
（雲南市議会議員政治倫理条例第4条第 号）
3. 添付資料

※請求者が複数である場合は、請求者の欄は代表者を記載してください。  
※代表者以外の請求については、審査請求署名簿（様式第2号）に記載のうえ、添付してください。  
※政治倫理基準に違反する事実を証する資料を添付してください。

様式第2号（第2条関係）

審 査 請 求 署 名 簿

私は、別添「審査請求書」に記載された審査請求の内容について、雲南市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定により審査を請求することに賛同し、署名します。

また、私が雲南市の選挙人名簿に登録されている者であるかどうかについて、雲南市議会議長が雲南市選挙管理委員会に確認を求めることについて同意します。

番号	署名 年月日	氏名	住所	生年月日	備考

- (注) 1 署名は、自筆によるものでなければならない。
- 2 身体の故障等により署名を他人に委任する場合は、代筆者は雲南市の議員及び長の選挙権を有する者でなければならない。この場合において、委任を受けた者は、当該委任した者の氏名の下に代筆者と記載し、

代筆者として自らの氏名を自署し、住所等を記載しなければならない。

- 3 署名は、地方自治法施行令第92条第4項に規定する期間を除き、審査請求が行われる日前30日以内に行われたものでなければならない。
- 4 署名が有効となる有権者は、当該署名に係る審査請求が行われた日の直近に行われた公職選挙法第22条第1項の規定による雲南省の選挙人名簿の登録において当該選挙人名簿に登録されている者とする。

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

様

雲南市議会議長

㊟

審 査 請 求 補 正 要 求 書

年 月 日付けで提出された雲南市議会議員政治倫理条例第6  
条第1項の規定に基づく審査請求について、下記の理由により 年  
月 日までに補正するよう求めます。

記

1. 補正を求める理由

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

（請求者）

住所

氏名

様

雲南市議会議長

印

審査請求却下通知書

年 月 日付けで提出された雲南市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定に基づく審査請求について、下記の理由により却下することとしましたので、通知します。

記

1. 却下の理由

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

様

雲南市議会議長

印

審 査 会 設 置 通 知 書

年 月 日付けで定収された雲南市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定に基づく審査請求について審査するため、下記のとおり雲南市議会議員政治倫理審査会を設置したので通知します。

記

1. 審査請求の対象となる議員の氏名

2. 審査請求の内容

3. 審査会を設置した日

様式第6号（第5条関係）

年 月 日

様

雲南市議会議長

⑩

要 求 書

雲南市議会議員政治倫理審査会の審査のため必要ですので、雲南市議会議員政治倫理条例第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり要求します。

記

1. 審査の内容

2. 要求の内容

3. 要求の理由

様式第7号（第5条関係）

年 月 日

雲南市議会議長 様

雲南市議会議員

弁 明 請 求 書

雲南市議会議員政治倫理条例第11条第1項の規定に基づき、審査会に対して下記の方法により弁明したいので請求します。

記

弁明の方法 口頭 ・ 文書

様式第8号（第6条関係）

年 月 日

雲南市議会議長 様

雲南市議会議員政治倫理審査会  
委員長

審 査 結 果 報 告 書

年 月 日付けで提出された雲南市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定に基づく審査請求について、雲南市議会議員政治倫理審査会での審査が終了しましたので、次のとおり審査の結果を通知します。

1. 審査請求の対象となる議員の氏名
2. 審査請求の内容
3. 審査の結果
4. 審査会の意見

様式第9号（第7条関係）

年 月 日

様

雲南市議会議長

⑨

審 査 結 果 通 知 書

年 月 日付けで提出された雲南市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定に基づく審査請求について、雲南市議会議員政治倫理審査会から別紙のとおり審査結果の報告を受けましたので通知します。

様式第10号（条例第13条関係）

年 月 日

雲南市議会議長 様

雲南市議会議員

意 見 書

雲南市議会議員政治倫理条例第13条第2項の規定に基づき、審査の結果について、次のとおり意見を表明します。

記